

◇村 田 薫 君

○議長（後松一成君） 最初に、5番の村田 薫君の一般質問を許可いたします。5番、村田 薫君。

（5番 村田 薫君 登壇）

○5番（村田 薫君） おはようございます。一般質問を行います。

質問事項は、読書環境の整備と充実をということです。

質問の要旨、子供が読書に親しむ環境づくりを目的として、平成13年12月に「子どもの読書活動推進法」が成立いたしました。

美郷町では、この法に基づく読書推進運動計画は策定されていないようですが、図書館の開館時間の延長や図書館活動の3地域での展開、ブックスタート事業の開始など、町長の図書館事業への強い意思が感じとれます。よい点は継続し、不足の点については、充足していただきたいと期待しております。

特に、ブックスタート事業は従来の課や行政の枠組みを超え、行政と地域が一体となって、子育てを支援するということであり、美郷町の将来を担う世代を育て、地域づくりを進める上で重要な意味を持っていると考えます。

また、本年7月22日には「文字、活字文化振興法」が成立し、国や地方自治体が、国民の活字離れに対し、積極的に施策を展開する必要性を強く訴えております。

マスメディアやインターネットの発達が目まぐるしく進む中、国民の活字離れの傾向はさらに加速しております。一般成人の不読率が5割とも言われておりますが、活字から情報や思想などを読み取り、理解し、考えるという能力の低下は思考能力や表現力の低下を招き、結果として生活能力低下や社会不安へつながると考えられます。

この二つの法律の注目すべき点というのは、活動の中核となる公立図書館や学校図書館の整備は当然のことながら、その母体であります地方自治体、また、地域の責務を強く訴えている点にあります。つまり読書推進を図書館や学校に押しつけるのではなく、地方自治体がみずから地域と連携し、推進することの必要性を明文化しております。これは、言語力向上を図り、人づくりを推進することが地域づくりにつながる活力ある社会を形成することにつながることでありと考えております。

地方自治体の後押しの上で、公立図書館はより利用者の立場に立って、従来の枠を越えた積極的なサービスを展開し、学校教育の現場では「言語力」が十分育まれるような学校図書館の運営や読書活動の指導に当たる司書教諭を基準以下の学校でも配置できないか考慮いただきたいところでございます。

さて、新町建設計画の中で、知、徳、体の調和のとれた子供たちの成長を図る人づくりの大切性を説いております。

この整備方針として、学友館図書館を中核として、千畑図書室及び仙南図書室のほか、町内の小中学校図書室の情報通信技術を活用したネットワークを進めるとありますが、まだ未整備であります。一体

感のある地域づくりを第一に考え、早期に整備し、活用すべきであると考えております。

さらに、美郷町条例の中に仙南公民館図書室、千畑公民館図書室の設置に関する条例がないにもかかわらず、この二つの図書館は存在しております。条例がないために、休日もまばらで、特に千畑図書室では、職員の配置すらありません。これでは利用の向上は望めないところでございます。

学友館条例の第7条に「図書館に分館、分室を置くことができる」とあります。仙南、千畑の公民館図書室を分館として位置づけ、司書を配置することにより、公立図書館としての蔵書の複写が可能となり、利用者の利便性の拡大につながると思います。

今定例会は、決算議会であり、時期尚早と思えるかも知れませんが、早期にまだ見られる地域格差を解消すべき条例を整備し、次年度予算への反映を期待するものです。

子供や若い世代が読書から得ることのできる「人生を深く考え生きる力」を身につけ、21世紀の美郷町を活性化する多くの担い手の輩出を強く願うものでございます。

これには町内の図書館整備を核として、読書環境に向けた町長の強いリーダーシップが必要です。美郷町の将来を見据えた地域づくりの中での位置づけと、読書振興に終わらない読書環境整備に向けた町の考えをお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 5番、村田 薫君の一般質問に対する答弁を求めます。松田町長。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

読書環境の整備と充実についてですが、まず、司書教諭の配置につきましては、学校図書館法の改正に伴い、12学級以上の学校には配置することが義務づけられております。町内では六郷小学校が該当し、司書教諭が配置されております。基準以下の学校につきましては、各学校で図書利用に支障が生じないよう取り組んでおりますので、ご理解いただきたいと存じます。また、図書館のネットワーク化につきましては、学友館を中心に公民館図書室、学校図書室のネットワーク化を美郷町総合計画に盛り込んでいるところでありまして、今後その具体化について検討してまいりたいと存じます。

まずは、システム概念を実務レベルで議論することが必要ですので、そうした議論を経てから予算化の時期について検討してまいりたいと存じます。

また、公民館図書室は社会教育法に基づき、公民館に備えるべき施設ですので、条例はないわけですが、図書館の分館化、あるいは分室化は、ネットワーク化とも関連がありますので、それとあわせて検討してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、図書を通じた町民一人一人の思考力、表現力の向上は、ひいては地域づくりの推進力になるものと存じますので、読書推進の意義は町といたしましても、議員と同様の認識を持っているところであります。

そのため、議員ご指摘のとおり、今年度も蔵書充実にに向けた予算計上とともに、ブックスタート事業の実施や読書感想文の募集、ボランティアによる読み聞かせの推進など、ソフト面の充実を図っているほか、学友館に係る施設整備予算を計上し、ハード面でも充実を図るよう努めているところであります。

こうした取り組みと考え方で、今後とも各般の読書環境整備を進めてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。以上で答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 再質問を許可いたします。

○5番（村田 薫君） 再質問はございません。

なお、11カ月間の在任特例期間中は当局の皆様には私の議員活動へのご理解を感謝いたしまして、終わりといたします。どうもありがとうございました。

○議長（後松一成君） これで5番、村田 薫君の一般質問を終結いたします。